

**新たな条件下で電動キックボードの検証を進めます！
～特例措置により「小型特殊自動車」として走行～**

千葉市では、これまで電動キックボードの走行環境や車両保安基準等、適切な規制を検討するため、民間事業者と共同で実証実験を実施するとともに、国に対して規制改革の働きかけを行ってきました。

この度、昨年度末にモニター方式による実証実験を実施した長谷川工業株式会社が、市内一部のエリアにおいて、経済産業省の「新事業特例制度」を活用した電動キックボードの新たな実証実験を実施しますので、お知らせします。

1 実証実験の概要

「新事業特例制度」に基づき、その認定を受けた実施事業者である長谷川工業株式会社が取り扱う電動キックボードのみを「小型特殊自動車」とみなし、公道でのシェアリングサービス方式による実証実験を実施します。

(1) 実施期間等

令和3年4月28日（水）～令和3年10月末（予定）
利用受付可能時間 6：00～19：00

(2) 実施事業者

長谷川工業株式会社（大阪市西区江戸堀2丁目1-1
江戸堀センタービル14F）

(3) 実施エリア（別紙1参照）

中央区及び美浜区の一部

(4) ステーション設置場所（別紙1参照）

JR海浜幕張駅や千葉市稲毛海浜公園内にステーションを設置

※順次、幕張新都心を中心にステーション増設予定。

(5) 利用対象者

次の運転免許を有する18歳以上の方

- ア 小型特殊自動車免許（大型特殊自動車免許も可）
- イ 普通自動車免許（中型または大型自動車免許も可）
- ウ 普通二輪免許（大型二輪免許も可）

(6) 利用方法（別紙2参照）

- ア LINEアプリからHASEGAWA公式アカウントを友だち登録
- イ 利用者情報（運転免許証など）を登録
- ウ 電動キックボードに付されているQRコードを読み取り、ロック解除して利用開始

(7) 利用料金

初乗り100円／10分、以降1分ごとに15円（税込）

※料金は初回利用時に登録するクレジットカードでの支払いとなります。



電動キックボード



ステーションの設置

2 実証実験での検証内容

「新事業特例制度」を活用し、街の回遊性の向上に向けた移動手段としての可能性を検証するため、下記の取り組みを実施します。

- ・走行に係る安全性の検証及び課題抽出
- ・アンケート等の実施による利用ニーズの把握
- ・ビジネスモデルの検証

3 その他

- (1) 本実証実験では、対象の電動キックボードは道路交通法上の「小型特殊自動車」に該当するため、利用に当たっては、運転免許証の携帯や車道走行（歩道走行禁止）等、道路交通法の関係法令を遵守する必要があります。
- (2) 長谷川工業株式会社が「新事業特例制度」の認定に基づき提供する電動キックボードに限り、運転時のヘルメット着用を任意とし、普通自転車専用通行帯（自転車レーン）や自転車道等の走行が可能です。個人所有や「新事業特例制度」の適用を受けていない事業者の電動キックボードについては、対象外です。
- (3) 交通量の多い道路など、危ないと感じた場合は必ず降りて歩道等に退避してください。

<参考1> 新事業特例制度について

新事業活動を行おうとする事業者による規制の特例措置の提案を受けて、安全性等の確保を条件として、「企業単位」で規制の特例措置の適用を認める制度。

今回、特例措置の適用を受けた実施事業者から提供される電動キックボードに限り、運転時のヘルメット着用を任意とし、普通自転車専用通行帯（自転車レーン）等の走行が可能です。

【主な条件】

- ・実施事業者にて機体の走行速度やその他の運転の状況に関する記録の作成
- ・機体の最高速度15km/h

<参考2> 前回の電動キックボード実証実験の結果について（令和3年1月27日記者発表済）

【実施期間】令和3年2月1日～令和3年3月31日

【実施事業者】長谷川工業株式会社

【実施地域】千葉市美浜区及び中央区の一部

【実施方式】モニター方式（無料）

【モニター対象】幕張新都心にお住まいの方や千葉みなと駅近隣企業にお勤めの方 38人

【実証内容】新事業特例制度の活用による自転車レーンの走行検証、
利用ニーズの把握や安全性、車両性能等の検証

【実験結果】乗車回数 430回、平均走行距離3km/1回
無事故にて終了